

令和6年度こども・若者等意見聴取業務仕様書

1 業務の目的

こども基本法（令和4年法律第77号）第11条の趣旨を踏まえ、こども・若者等の意見聴取を行うことを目的とする。

2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和7年2月28日まで

3 業務内容

(1) こども・若者の意見聴取にかかる調査・分析・検証

香川県のこども・若者（児童生徒・学生等）の意見聴取にかかる調査にあたっては、委託者が提示する質問案をもとに、国や他自治体における事例等を参考に検討のうえ、作成し、委託者と協議を行った上で、質問を令和7年1月13日までに提出すること。また、分析・検証を、委託者と協議の上、行うこと。

(2) こども・若者の意見聴取を行うためのオンラインプラットフォームの作成・運営

(ア) オンラインプラットフォーム作成のため、速やかに委託者と協議を行い、令和7年1月8日までに作成の上、令和7年1月14日から2月14日まで運営をすること。

(イ) オンラインプラットフォームは、下記の機能を具備するシステムとすること。

- ・登録メンバー機能（年齢、地域をユーザー登録）
- ・意見募集機能、分析機能（多い意見等の分析、可視化可能）
- ・管理者と登録者、登録者同士の双方向でのやり取り可能な機能
- ・登録者の意見に対する同意、修正機能
- ・意見等に対する投票機能
- ・意見結果をグラフ等で反映する機能
- ・登録者の年齢、地域等の属性分析機能
- ・AI等を活用して、収集した意見の全体多岐な傾向を取りまとめた上で、庁内で閲覧可能なWebページ等として出力する機能

(ウ) 基本機能以外で追加が必要な機能が明らかになった場合は、委託者と協議を行い、機能を追加すること。

(エ) 委託者からのオンラインプラットフォームに係る問い合わせに速やかに対応できる体制を整備しておくこと。

(オ) オンラインプラットフォームの愛称、システム登録したこども・若者等の愛称を、事前に委託者と協議を行った上で、令和6年12月16日までに提出すること。【例：こども若者☆いけんぷらす（こども家庭庁）、ぷらすメンバー（こども家庭庁）等】

(3) 広報物デザイン作成

こども・若者に周知するための広報物デザインを、事前に委託者と協議を行い、令和6年12月16日までに提出すること。

(4) 研修業務

こども・若者への意見聴取に関する意識醸成について、委託者が集めた職員等を対象にオンラインで1回研修を実施すること。

(5) 実施報告書作成

受託者は業務全体の実施報告書(任意様式)を作成し、下記報告書等を添付して委託者に提出すること。なお、著作権は原則、すべて委託者に帰属するものとする。

(ア) こども・若者の意見聴取にかかる調査・分析・検証報告書(任意様式)

3 (1) の調査・分析・検証報告書【電子データ1式】

(イ) プロジェクト広報物

3 (3) の広報物デザイン【電子データ1式】

(ウ) 研修業務活動報告書

3 (4) の活動報告書【電子データ1式】

(6) その他

(1) から(5)の実施についてのスケジュール表を作成し、契約締結後速やかに委託者に提出すること。

5 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に受注者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等の必要事項を報告しなければならない。

6 その他

(1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意を持って業務を遂行するものとする。

(2) 受託者は業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及びその関連法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(3) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。